

兵庫県立千種高等学校生徒指導に係るガイドライン

平成 27 年 5 月

あらゆるハラスメントを学校現場から追放することを目的に、生徒指導に係るガイドラインを設定する。学校としての組織対応による生徒指導ということで、決して一人で抱え込まず、管理職への報告・連絡・相談を確実に実施するとともに、教職員との情報共有を意識的に図る。

1 生徒との適切な関係の構築

生徒にとって教師は、指導の名のもとに強い力を持つ存在である。生徒との人間関係は、対等なものでも私的なものでもないことを自覚し、適切な人間関係を保つことが求められる。

公私を問わず、特定の生徒と必要以上に密接に行動を共にすることは、全体の奉仕者としての行動が求められる公務員にとって信用失墜行為にもつながる。特に異性の生徒に対する不適切事案は、生徒を傷つける重大な人権侵害であり、県民の公教育への信頼を大きく損ねるものとなることから、生徒・保護者はもとより、県民からも信頼される適切な関係を構築することが求められる。

(1) 生徒との携帯電話、メール・SNS の使用

① 携帯電話の使用

生徒への連絡は、緊急時を除き、保護者を介した連絡を行うことを原則とする。やむを得ず、生徒の携帯電話等に直接連絡した際は、原則として当日中にその旨と内容を保護者にも説明する。

② メール・SNS の使用

ア 教職員と生徒との間での使用は、教育活動（部活動指導・行事指導・緊急連絡等）の必要時に限ることとし、私的なやり取りでは決して使用しない。特に特定の生徒と必要以上にやり取りをすることを厳に慎む。

イ 教育活動の必要時であっても、生徒と直接やり取りする場合は、誤解を招くことの無いよう表現には十分配慮し、複数の教職員で情報を共有して透明性を確保するとともに、原則として当日中にその旨と内容を保護者にも説明する。

(2) 生徒との面談・相談等の実施方法

① メールや LINE のやり取りでは、細かいニュアンスまで伝わらず、誤解を招くおそれがあるので、原則として緊急時や生徒が持ちかけるきっかけのみに使用する。面談・相談等は、直接対面を基本とし、表情や声の調子などのきめ細かい観察を併せて実施する。

② 生徒との面談・相談等は、原則として校内または保護者在宅の生徒宅で実施することとし、やむを得ず校外で実施する場合には、事前に管理職に相談する。また、やむを得ず 1 対 1 で面談等を実施する場合は、窓や扉を開放するなど密室状態にならないように配慮する。

(3) 教職員の自動車への生徒の乗車

① 緊急時等やむを得ない場合を除き、自家用車には生徒を乗せないことを原則とする。特に 1 対 1 になることは、厳に慎む。やむを得ず、生徒を乗せた際は、原則として当日中にその旨と事由を保護者にも説明する。

2 指導の名の下に行われる暴力・暴言の徹底的な排除

生徒を一人の人格として尊重し、高い倫理性が求められる教育者としての誇りを自ら放棄することの無いよう、緊急時に認められる行為（防衛のため、または、他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使）を除き、指導の名の下に行われる暴力・暴言を徹底的に排除する。

指導は緊急時を除き、必ず複数で実施することとし、説明責任を果たせるよう透明性を確保するとともに、原則として当日中にその旨と指導した内容を保護者にも説明する。